

□福井県における国民保護法に 基づく訓練の成果と課題

福井県安全環境部危機対策・防災課

1 はじめに

福井県では、国民保護法に基づいた国との共同訓練を、平成17年度は、11月に実動訓練を、また平成18年度は、昨年の10月に図上訓練を実施しました。

本稿では、こうした訓練の成果と課題を踏まえた県計画の変更などについて説明します。

さて、本県には15基の原子力発電所が集中して立地しており、また日本海に面し、約413kmの長い海岸線を有するといった特性があり、さらには、過去に拉致事件や不審船事案も発生していることから、有事に対する県民の関心には高いものがあります。

本県では、平成17年7月に全国に先駆けて都道府県レベルの国民保護計画を作成しました。また本計画の実効性を検証するとともに、防災関係機関の機能確認と相互の連携促進および国民保護に対する県民の理解促進を目的として、同年11月に内閣官房などとの共催により、全国で最初となる国と共同の国民保護実動訓練を実施しました。

2 実動訓練の実施に伴う県計画等の変更

平成17年度の実動訓練の内容は、本誌『消防科学と情報』No. 83/2006冬号に説明を譲りますが、「関西電力(株)美浜発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設の一部が損傷を受けたことにより、放射性物質が放出されるおそれが生じる」との想定で、約140機関、約1,400人の職員と約120人の住民が参加して、緊急対処事態現地対策本部設置運営訓練や住民等の避難訓練、救援訓練などを実施しました。

実動訓練実施後、本県では、訓練の課題などを抽出し、必要があれば県計画等の見直しに反映させるため、訓練参加者にアンケート調査を実施するとともに、外部機関に委託して訓練評価を実施しました。

その結果、訓練の成果として、県計画やマニュアルへ反映すべき事項として以下の4点がありました。

まず検証結果として「住民避難の現場における責任者が明確でなかった」との指摘があり、避難誘導における責任者の明確化を図るため、避難実施要領に定める事項として、避難誘導責任者を明記することとし

ました。

次にアンケート結果より「発電所等大規模な事業所の従業員の避難誘導が円滑にできるか検討すべき」との意見があり、県計画では、避難に関し、自治会単位や家族単位での避難を想定していましたが、必要に応じて事業所単位での避難を実施する仕組みに改めることとしました。

また実動訓練では、海上保安庁の巡視船により海路による避難を予定していましたが、荒天のため海上避難の方法を変更しました。またアンケート結果からも、「海路の避難は天候に影響されるため、陸路の使用が望ましい」との意見があり、住民避難における輸送手段の避難に関しては、天候の影響等も考慮して、住民の安全面を最大限配慮することを明記することとしました。

最後に、アンケート結果より「避難所で受付するまでの休憩場所が必要」との意見があり、昨年3月に作成した「福井県国民保護救援マニュアル」に、避難所での受入の初期段階では、受付を待つ間の休憩場所の確保等に配慮することを記載しました。

こうした内容を含む県計画の変更作業については、昨年2月21日に開催した国民保護協議会へ諮問、原案どおり答申を受け、その後国との協議を行い、本年1月23日の閣議において、「異議がない旨」が決定されました。

3 国民保護図上訓練の実施

(1) 国(内閣官房)との事前調整

18年度の国と共同の図上訓練の実施にあたっては、本県では、早い段階から内閣官房や消防庁に要望してきました。昨年1月に国から訓練実施の内示を受け、3月には実施方針について、また5月には実施期日や訓練想定、参加機関等の詳細について、内閣官房と消防庁の合同ヒアリングが行われました。

平成17年度の実動訓練は、初期の段階から国が主導的な立場で訓練想定や時系列表などを作成し、本県では国の方針に基づき地元の参加機関が実施する訓練内容などを調整しましたが、平成18年度の図上訓練では、県が主導的な立場となり、内閣官房や消防庁と相談しながら、訓練想定などを作成し実施することとなりました。

これは、本県では2度目の共同訓練の実施となり、訓練の組立てについては、ある程度実績があると国から判断されたことが大きな理由です。

本県としても、詳細な訓練全体の想定を独自に作成することは、今後、単独で実施の上で役立つものと判断し、今回の国からの提案に従い、訓練を実施することとしました。

実際に行ってみたところ、緊急事態の発生から事態認定、対策本部の設置や住民の避難など訓練全体の構成を考え、限られた訓練時間の中で、一連の流れを作り上げる作業は非常に大変でありました。

特に今回、地元の市の対策本部を、仮設で県の対策本部と同じフロアに設置するこ

とで訓練に参加していただき、そのため情報伝達や状況付与の系統が複雑になりましたが、今回訓練を企画立案した経験を、今後の訓練の実施に十分役立てていきたいと考えております。

今後国との共同訓練を実施する県では、県が主体となり、地域の実情を踏まえた訓練想定の設定など、独自の発想で図上訓練の実施を検討されることをお勧めします。

(2) 訓練の想定

今回の図上訓練の想定は、本県の特性である海岸線から武装集団が上陸し、生活関連等施設を攻撃したこととしました。

これは以前、本県の海岸に、外国製のものと思われる改造ゴムボートが漂着し、何者かが上陸したと思われる事案が発生しましたが、仮に上陸者の侵入と重要施設の攻撃といった最悪の事態展開を考えた場合、国民保護法が整備されている現在、県や市町はどう対処すべきであるかということを検証したいという目的がありました。

また平成 18 年度は、市町村の国民保護計画の作成が求められており、県内の市町にも訓練参加を依頼し、市町の対策本部設置訓練により緊急事態の対処方法を体験することで、計画作成の参考にしてもらいたいという考えもありました。

さらに単に武装集団が攻撃をするだけでなく、海岸線から都市中心部へ侵入し、攻撃後は県外へ逃亡するといった武装集団の行動対応も想定に盛り込みました。

先述のとおり訓練想定については、本県が主導的に構成を考えましたが、時系列の整理や状況付与といった訓練詳細について

は専門機関に委託し、また武装集団が使用する武器や化学剤の種類や量、住民避難の範囲等は、内閣官房の担当者の専門的な助言や指導を受け、最終的なものとなりました。

最終的な想定は、「国籍不明の武装集団が海岸から県内に侵入し、生活関連等施設などを同時に爆破する事案が発生、多数の死傷者が発生するとともに、逃走中の武装集団が更なる爆破予告を行った。」としました。

図上訓練の主な流れは、以下のとおりです。

- ①国籍不明の武装集団が、福井市内の海岸に上陸、県や福井市ではそれぞれ国民保護対策連絡室を設置
- ②福井市の LNG サテライト基地で爆破・占拠事案が発生
- ③JR 福井駅構内で爆破事案が発生、多数の死傷者が発生、化学剤を使用したさらなる爆破予告がある
- ④政府が今回の事態を「緊急対処事態」に認定し、県や福井市、あわら市、坂井市などに緊急対処事態対策本部を設置する旨を通知し、警報を発令
- ⑤県や福井市、あわら市、坂井市はそれぞれ緊急対処事態対策本部を設置



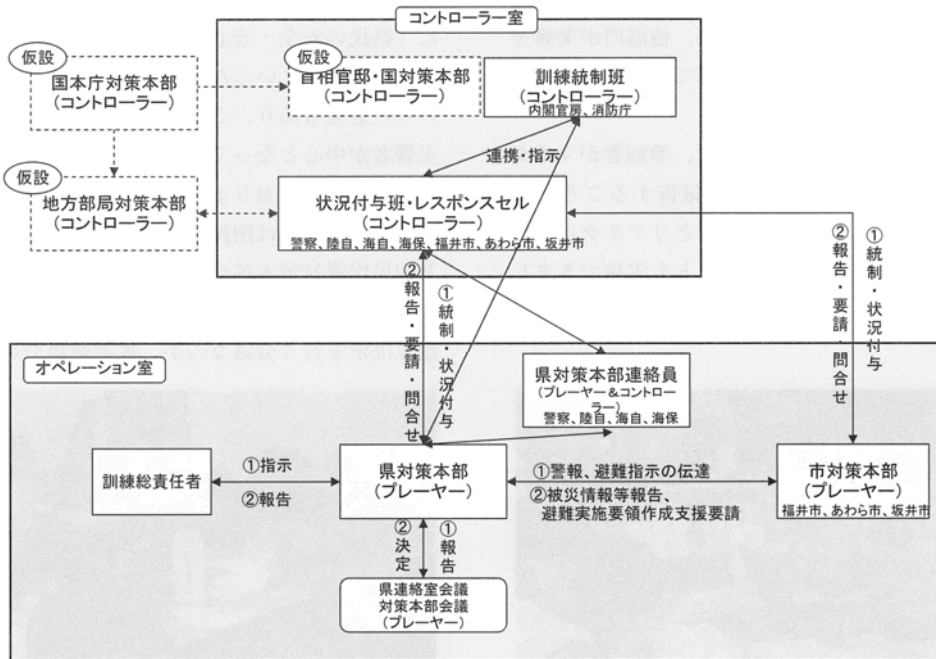
写真 県の対策本部会議

- ⑥ 県は、警報の通知や避難の指示、救援、自衛隊の国民保護等派遣要請などを実施
- ⑦ 福井市は、警報などの住民などの伝達や避難実施要領の作成、警察や消防などと協力して住民の避難誘導などを実施、また、あわら市や坂井市は、住民や関係機関に警戒を呼掛け
- ⑧ 警察や自衛隊は、駅構内の爆発物を処理
- ⑨ 逃亡中の武装集団から、福井国家石油備蓄基地(石油コンビナート)の爆破予告があり、自衛隊は爆発物を処理
- ⑩ 一連の事態への対処について知事の模擬記者会見を実施

(3) 参加機関

訓練想定では、武装集団の上陸地点を福井市内の海岸とし、また攻撃対象となった生活関連等施設の場所を福井市内と坂井市内、武装集団の逃亡先を福井市から北方面としたことから、福井市、あわら市、坂井市やそれぞれの消防本部に参加を依頼し、また、陸上自衛隊・海上自衛隊、海上保安庁、警察本部にも参加を依頼しました。

また今回の攻撃対象となった JR 福井駅を管理する西日本旅客鉄道(株)や、警報等伝達訓練として全市町と関係指定公共機関にも参加を依頼し、合計 70 機関、157 名の参加がありました。



平成18年度国民保護図上訓練状況付与系統図 (県、市緊急処理事態対策本部設置以降)

(4) 訓練の成果

訓練参加者に対するアンケートや外部機関による訓練評価の結果として、訓練の成果としては以下の4点があります。まず訓練の実施により国民保護について「理解できた」または「だいたい理解できた」参加者が、訓練実施前と比べて24.4ポイント上昇しました。

また訓練参加者の約93%が担当業務の「参考になった」または「だいたい参考になった」と回答しております。

次に、事態認定後に国からの通知や市町への伝達などが増え、事務局を統括する防災部門や、市町や関係機関からの被害情報などを集約する情報部門といった特定部門に業務が集中することで、関係機関への連絡等が一時滞りましたが、他部門が業務を支援し、臨機応変に対応できたということがあります。

さらに今回の訓練では、参加者がマイクを使用して連絡事項を報告することにより、会場内の他の参加者とリアルタイムに情報共有を図るということも実施できました。



写真 県の対策本部

(5) 課題と対応

一方、課題も何点かありました。まず事務局の人員配置については、事態認定など「状況を見て人員の配置を指示する人がいるとよい」との意見が参加者からあり、これについては、事務局の防災班長が、状況を随時確認し、応援が必要であれば柔軟に対応できるように、他部門による支援体制のパターンをあらかじめ作成しておくことで対応したいと考えております。

また訓練では、武装集団の被害の情報や住民からの情報など数多くの状況付与を行いましたが、訓練評価より、「情報の管理や評価を行う者が必要である」といった意見があり、対策本部の事務局長が行うことで今後対応したいと考えております。同様に「県民の安全・安心情報をどのタイミングで伝えるかといった広報戦略が必要」といった意見もあり、これについては、報道管理者が中心となって検討することで対応したいと考えております。

次に、訓練では国民保護対策連絡室会議と国民保護対策本部会議を何度か開催しま



写真 各市の対策本部

したが、「避難の指示」などの県としての意思決定を行う会議なのか、被害情報や対応状況の報告など連絡事項の徹底を行う会議なのか「会議の目的を明確にさせるべき」との意見が訓練評価からあり、これについては、対策本部会議の前に部門長会議を実施し、連絡事項の徹底を行い、対策本部で決定すべき事項やそのために必要な資料について整理することで対応したいと考えております。

今回の訓練では、事前に訓練参加者に訓練の概要などについて事前説明会を開催し、各部門の役割について徹底を図りましたが、訓練評価から「対策本部として何を優先するのか対応方針を対策本部の職員に理解させておくことが重要である」との意見があり、今回の訓練の検証結果などを参加者に周知させるため、研修会を実施し、今後の対応に活かしたいと考えております。

その他、今回は県庁内の訓練会場内に、福井、あわら、坂井各市の対策本部も仮設で設置したことから、県と各市町間相互の情報の流れが確認できましたが、実際に各市の庁舎内に対策本部を設置することとしては

どうかとの意見や、与えられた被害状況に基づき会議で一点集中型の訓練を実施してはどうかとの意見、さらには、自分の本来の業務以外にも他の班の業務も処理できるよう、相互に補完できる訓練も実施してはどうかとの意見が参加者や訓練評価からあり、今後の訓練方法を検討する際の参考にしたいて考えております。

4 最後に

消防庁では、全国瞬時警報システムを本年2月から一部運用を開始するなど、国民保護に関するハード面の整備は進みつつあります。

一方で、この国民保護が想定している武力攻撃事態等や緊急対処事態は、これまで国内で起こった事例がないため、今後とも本県としては、国や市町、関係機関と協力して、様々な想定で国民保護訓練を実施して、国民保護計画やマニュアルなどを絶えず点検し、併せて県民の理解を得てまいりたいと考えております。